

みんなでも考えてみよう

21世紀の新しいまちづくり

長門地域の1市3町では、9月9日に任意の協議会となる「長門地域合併検討協議会」を立ち上げました。10月1日からは長門市に事務局を設置して専任職員を配置し、事務事業調査や基本構想策定などの具体的な作業を行っており、合併特例法に基づく「合併協議会」の設置についての検討も行っています。

こうしたことから、合併協議会や市町村建設計画など市町村合併についての疑問を、Q&A形式でお答えしますので、ご一緒に考えていただきたいと思います。

Q 合併協議会というのはどのような組織なのか

A 合併協議会とは、合併を行うこと自体の是非を含めて合併に関するあらゆる事項の協議を行う組織であり、地方自治法の規定に基づいて設置されるものです。

協議会の設置にあたっては、関係市町村の協議により規約を定め、関係市町村の議会で議決することが必要となっています。この合併協議会の委員には、関係地方公共団体の長、職員、議員、学識経験者から選任されます。

長門地域の1市3町では、現在、法律に基づく合併協議会（法定協）の前段として、任意の協議会（任意協）となる「長門地域合併検討協議会」で協議を行っています。

Q 合併協議会は、合併の是非も議論されるものですか

A 合併特例法でいう合併協議会の任務は、「市町村建設計画の作成」及び「その他市町村の合併に関する協議」とされています。この「その他市町村の合併に関する協議」とは、合併するとなればその方式はど

うするか、新市の名称や事務所の位置はどうするか等、合併に伴って相互に協議することが適当であると考えられる事項を協議することです。それが合併後の市町村運営、ひいては住民の福祉に影響を及ぼすものである限り、合併協議会で協議し、決定しておくことが望ましいとされています。

こうしたことから、合併協議会の設置したことをもって「合併」を行うということにはなりません。合併協議会において、ある程度様々な議論を行ってから、合併の是非についても議論していくこととなります。

Q 市町村建設計画とは何ですか

A 市町村建設計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民に対して合併の是非を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものです。

市町村建設計画の具体的な内容は、あくまで合併協議会において合併関係市町村の自主的な判断により決定されるものです。合併特例法において計画に盛り込むべき事項が次のように例示されています。

① 合併市町村の建設の基本方針

② 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項